

変更前						変更後						備考
(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 (中略) d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 (中略) d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						施設運営計画の反映に伴う変更(多核種除去設備の設置に伴う変更)
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57-CP-001	冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条~第133条, 第138条~第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57-CP-001	冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条~第133条, 第138条~第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	
		高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57-WT-001	水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条			高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57-WT-001	水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条~第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条	
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条~第144条, 第147条, 第148条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条~第144条, 第147条, 第148条, 第167条	
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条			運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57-PI-001	電気・通信基盤部	第130条~第132条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57-PI-001	電気・通信基盤部	第130条~第132条, 第167条	
(省略)						(省略)						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務(安定化センター所管業務を除く。)は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(34)水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。 (35)水処理第四グループは、本章で定める各設備等のうち、多核種除去装置、地下水バイパス装置及びサブドレン浄化装置の運用並びに保守管理に関する業務を行う。 (36)機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務(安定化センター所管業務を除く。)は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(34)水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。 (35)水処理第四グループは、本章で定める各設備等のうち、多核種除去装置、地下水バイパス装置、サブドレン浄化装置及び吸引設備の運用並びに保守管理に関する業務を行う。 (36)機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更(多核種除去設備の設置に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																		
<p>(異常時のための措置) 第131条 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第一GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 冷却第一GMは、表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について、当直長は、(1)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" data-bbox="118 724 1092 798"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第138条</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第138条	6台	<p>(異常時のための措置) 第131条 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第一GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 冷却第一GMは、表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について、当直長は、(1)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" data-bbox="1341 724 2315 798"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第138条</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>5.多核種除去設備で発生した二次廃棄物⁴を収納した容器について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 水処理第四GMは、多核種除去設備で発生した二次廃棄物⁴を収納した容器について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 水処理第四GMは、表131-5に定める異常時の措置の活動を行うために必要な吸引設備を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 水処理第四GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 水処理第四GMは、表131-5に示す吸引設備を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 水処理第四GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p><u>4:「二次廃棄物」とは、沈殿処理生成物及び使用済吸着材をいう。以下、第149条において同じ。</u></p> <p>表131-5</p> <table border="1" data-bbox="1341 1438 2315 1512"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸引設備</td> <td>第149条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第138条	6台	設 備	関連条文	台 数	吸引設備	第149条	1台	<p>施設運営計画の反映に伴う変更(多核種除去設備の設置に伴う変更)</p>
設 備	関連条文	台 数																		
消防車	第138条	6台																		
設 備	関連条文	台 数																		
消防車	第138条	6台																		
設 備	関連条文	台 数																		
吸引設備	第149条	1台																		

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(汚染水処理設備で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第149条 水処理第三GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>2. 水処理第三GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p>	<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(汚染水処理設備で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第149条 水処理第三GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p><u>(3) 多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した容器及び使用済処理カラムは、使用済セシウム吸着塔一時保管施設に貯蔵する。</u></p> <p>2. 水処理第三GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p><u>(3) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設における多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した容器及び使用済処理カラムの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</u></p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更(多核種除去設備の設置に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成25年3月8日 原管B収第130308001号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成25年3月18日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原管 号） （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2. 第131条第5項、第149条第1項（3）及び第2項（3）の多核種除去設備については、A系に適用し、多核種除去設備A系の汚染水を用いた通水試験の結果を原子力規制委員会に通知し確認を得た後、全系列に適用する。</u></p> <p>（省略）</p>	